

VII 計画の実現に向けて

1. 基本的な考え方	84
2. 都市づくりの取り組み方針	84
3. 都市づくりの推進体制の充実	86
4. 本計画の管理と見直し方針	86

VII 計画の実現に向けて

1. 基本的な考え方

■本計画に沿った具体的な都市づくりの推進

本計画は、本市の都市づくりに関する基本的な方針を定めたものです。今後は、上位計画である第五次多賀城市総合計画（基本構想）、多賀城市震災復興計画、宮城県が定めた仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即しながら、関連計画との連携、調整を図りつつ、具体的な都市づくりを進めていくことが必要です。

本市では、震災からの復興に向けた取り組みが喫緊の課題となっており、早期の復興に資する都市づくりを優先的に進めていきます。また、秩序ある土地利用に向けた規制、誘導を図るとともに、本市の骨格を形成する都市施設の整備を効果的かつ効率的に進めていきます。

■市民協働による都市づくりの推進

今後の都市づくりにあたっては、市民と行政とが、互いに力を合わせ、都市や地域の抱える問題等を効果的に解決していくことが求められます。そのためには、市民をはじめ多様な主体との協力、連携を深めていくとともに、市民の自発的な活動を促進していく必要があります。

このため、本計画に沿った具体的な都市づくりにあたっては、市民と行政がお互いの役割をしっかりと認識した上で、協働して都市づくりを推進していく体制の充実を図るものとします。

■計画の管理と見直し

本計画は、長期的な視点から将来の本市の姿を展望しつつ、都市づくりに関する基本的な方針を定めたもので、整備構想では、概ね10年以内に優先的に取り組むべき施策の方針を定めています。ただし、その内容は固定的なものとするべきではなく、本市を取り巻く情勢の変化等に応じ、適切に見直されるべきものです。

本計画に基づく施策、事業の進捗状況を管理し、その実施や改善を図ることができる仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえながら、施策の方針を見直していくなど、柔軟で機動的な対応を図るものとします。

また、上位計画が見直された場合や、本計画の策定段階では想定していなかったような大きな社会経済情勢の変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を適切に見直していくものとします。

2. 都市づくりの取り組み方針

(1) 復興に向けた都市づくりの推進

震災で得られた教訓を活かし、市民の安全な生活を支える災害に強い都市構造の形成を図るとともに、復興に向け、多賀城市震災復興計画に掲げた都市施設整備に関する各種事業を進め、必要に応じて都市計画の決定や変更を行っていきます。

(2) 土地利用に関する制度の適正な運用

本計画における土地利用の方針を実現するため、本市の基本的な考え方として、現在の区域区分を基本としながら、用途地域をはじめ適切な土地利用規制により、秩序ある土地利用の誘導を図ります。

なお、今後、面的な市街地整備を予定する地区や土地利用に大きな変化が見込まれる地区については、土地利用の方向性を明らかにした上で、用途地域の見直しを検討します。

市街化調整区域においては、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等、土地利用関係法や開発許可制度の適正な運用により、土地利用の調整を図り、無秩序な市街地の拡大を抑制します。

(3) 都市の骨格を形成する都市施設整備の推進

都市計画道路、都市計画公園等の未整備となっている都市計画施設については、各施設整備の優先性を検討しつつ、国、県、市が適切な役割分担のもと、効果的かつ効率的な整備を進めていきます。ただし、社会情勢や都市構造の変化に伴い、当初の整備目的等を見直すことが必要な場合には、都市計画の見直しを検討します。

特に、本市の都市計画道路については、当初の計画決定以降、長期間未着手となっている路線や区間がみられることから、将来交通量の見通しや各路線が有すべき機能等を改めて検討した上で、都市計画道路網の見直し及び整備優先順位の検討による計画的な整備を進めます。

(4) 低炭素社会の形成に資する施策の一体的、総合的推進

現在の市街地の広がりを中心としながら、多様な都市機能の集積を高め、都市生活や産業、交流活動の中心となる拠点等の形成を目指す本市の将来都市構造を実現するためには、都市機能の集約化に資する市街地整備等と公共交通の利用促進のための施策等を一体的に計画し、総合的な施策展開を図っていくことが必要です。これにより、コンパクトなまちづくりが進み、都市の低炭素化が促進されるといった効果も期待されます。

今後は、「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法：平成24年12月施行）」に基づいた計画の策定を検討し、市民や民間事業者と一体となって、都市の低炭素化に向けた取り組みを一体的、総合的に進めます。

(5) 地区の特性を活かしたまちづくりの推進

本市には、特別史跡多賀城跡をはじめ文化財や板倉などの歴史的に貴重な建造物が多数分布しており、良好な都市環境や景観を形成する上で重要な自然資源も豊富にみられます。一方、狭あい道路の解消、交通安全対策等、地区ごとで抱える問題や課題も様々です。

良好な資源を保全、活用しながら都市の魅力を高めるとともに、地区の有する問題や課題を解消し、暮らしやすさを向上させるため、地域別構想で定めたまちづくりの方向性を踏まえながら、良好な景観づくり等、きめ細やかな単位でのまちづくりを市民とともに進めていきます。

3. 都市づくりの推進体制の充実

(1) 国、県、周辺自治体との連携、協力の強化

国、県等が進める上位計画や関連計画との連携を図りつつ、相互に協力しあいながら、都市づくりを進めていきます。

特に、県が目指す多核連携集約型都市圏構造の実現に向けて、本市では、南北方向の広域的な交通需要に対応できる幹線道路網の充実を図ることが必要です。また、広域的な交通体系の整備やそれに伴う土地利用の大きな変化により、交通流動に対する広範な影響が見込まれるような場合には、1つの市町の区域を越えた広域調整が必要となります。

このため、県への働きかけや周辺自治体との協議、調整を図りながら、広域的な視点での都市づくりを進めていきます。

(2) 市民協働による都市づくりの推進

市民と行政が連携、協力しながら、都市や地域の抱える問題等を効果的に解決していく都市づくりを実践するため、広報誌、ホームページ等を活用し、都市づくりに関する情報を広く、分かりやすく市民に提供し、各種計画づくりや都市づくりの実践の場への参加機会の拡充を図ります。

また、本市では、既に市民や各種活動団体が身近なまちづくりに自発的に取り組んでいるものの、継続的な活動に向け、多様な世代の参加を促進することが課題となっています。市民が、まちづくりの必要性や都市計画の仕組み、制度について知識、理解を深めることができる機会やきっかけを提供することで、土地利用や景観のルールづくり、生活道路や公園等の維持管理、緑化や美化活動等、身近なまちづくりに対する参加意識の啓発を図り、自発的な取り組みを促進します。

4. 本計画の管理と見直し方針

(1) 施策、事業の見直し、改善策の検討

本計画に掲げた目標や方針に基づく施策、事業の進捗状況や取り組み実績を全庁的に確認することにより、各部署が計画の達成状況について情報共有できるように努めるとともに、施策、事業の見直しや改善策を検討します。

(2) 本計画の見直し

第五次多賀城市総合計画をはじめ上位計画に大きな変更が生じた場合、また、今後の社会経済情勢の変化等に伴い新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となった場合には、必要に応じ、本計画の見直しを行います。また、それ以外でも、施策、事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じた見直しを行うものとします。